

〈令和6年度〉

羽生市学童保育室 入室申請について

長期休業期間・年度途中の入室申請

すべての入室申請において、受付場所・時間は共通して以下の通りです。

【受付場所】羽生市役所1階 子育て支援課児童保育係窓口

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

長期休業期間

※各学期の給食終了の翌日～給食開始の前日までの利用

- ・令和6年 夏休み期間 : 令和6年 5月1日(水)～5月16日(木)
- ・令和6年 冬休み期間 : 令和6年 10月23日(水)～10月31日(木)
- ・令和7年 春休み期間 : 令和7年 1月6日(月)～1月15日(水)

上記の該当する期間内に入室申請をしてください。

年度途中

※入室承諾日からの利用

利用希望日の3週間前までに入室申請をしてください。

【注意】

- 申請期間を過ぎての申請は、入室選考によりご希望に添えない場合があります。また、申請書類の不備などがある場合、申請を受理できない場合がありますのでご了承ください。
- 年度内に退室し、再度入室希望の場合は、新たに再入室申請書を提出してください。

学童保育室とは

保護者の就労等により、昼間家庭に保護者がいない児童に対して、放課後等の居場所を提供し、保護及び育成を行い、心身の健全な育成を行う施設です。

入室の対象となる児童

市内の小学校に通う児童で、保護者の就労日数が月 15 日以上かつ午後 3 時以降まで勤務があることを満たしている児童が対象です。他に、保護者の就学・疾病・障がいなどの事由も入室対象になります。詳しい条件や添付書類等の詳細は、お問い合わせください。

※産休・育休・求職活動中の利用はできません。

※児童の帰宅時間帯に保護者が家庭にいる場合は入室対象外です。

選考方法

提出された申請書類に基づき入室選考を行い、保育の必要性の高い児童から入室を決定します。学童保育室には定員がありますので、定員以上の申請があった場合は、入室基準に該当していても入室ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※保育の必要性が高い低学年の優先順位が高くなるため、高学年児童の入室が少数となる場合があります。申請前に、入室についてご家庭でよく話し合いをお願いします。

申請に必要な書類

以下の書類をすべて揃えて、申請してください。

●必ず提出する書類

No.	書類名	提出枚数	備考
1	学童保育室申請書	児童 1 人につき 1 部	年度内の再入室申請の場合は、再入室用の申請書が別途あります。
2	家庭状況調査票		
3	入室申請に係る確認書		
4	申請チェックシート		
5	保育を必要とすることを証明する書類 (父母等保護者分)	児童 1 人につき 1 部 ※きょうだい同時申請の場合は、コピー可。	就労：就労証明書 就学：在学、授業のスケジュールがわかるものの写し 疾病等：医師の診断書等の写し ※保育が困難な旨の明記がされたもの

●該当する方のみ提出する書類

No.	書類名	備考
1	学童保育料認定資料(父母等保護者分)	令和5年1月2日以降、羽生市に転入された方は「令和5年度住民税決定証明書(令和令和5年1月1日の住所地)」所得・課税・扶養内容・控除内容のわかるものを提出してください。
2	申請児童の診断書や療育手帳等の写し	医師による診断や手帳の交付を受けている場合に提出してください。

開室時間

開室時間は、以下の通りとなります。勤務状況により、申請し認められた場合は保育時間を延長できます。(延長保育時間及び料金は各学童保育室により異なります。)

区分	開室時間	休室日
平日	学校下校時～午後6時	日曜日・祝日・年末年始等
長期休業日等	午前8時30分～午後6時	※各学童保育室により休室日が異なります

※送迎の時間は、保護者の勤務時間に応じてお願いします。

※利用中の学童保育室が土曜日に閉室の場合は、岩瀬学童保育室にて合同保育を行います。事前に土曜合同学童保育の書類の提出が必要です。

学童保育料

保育料の算定

世帯の市町村民税課税額(両親等の合計)に応じて決定します。学童保育室に通う2人目からは、半額となります。保育料の切り替えは年1回更新(9月)があります。

※保育料一覧表は、ホームページをご確認ください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度(令和5年度)の市町村民税課税額 令和4年1月～令和4年12月の所得					今年度(令和6年度)の市町村民税課税額 令和5年1月～令和5年12月の所得						

所得が未申告、令和5年1月1日に市外在住で所得課税証明書が未提出で根拠となる課税額がわからない場合は、暫定措置として最高額で決定しますのでご了承ください。月途中の入室や退室(その月の10日までに手続きをした場合は、保育期間により日割り対応とします。

その他の負担

その他に、おやつ代(月額)と保険代(年間)が実費負担となります。(各学童保育室により実費負担額が異なります。

保育料の納付

学童保育料の納付は、原則として口座振替により納めて頂きます。振替日は毎月月末(休日の場合は、翌営業日)です。すでに、きょうだいで申請の場合でも、初めて利用される入室児童の分は、新たに口座振替の手続きが必要となりますのでご注意ください。入室が決定しましたら、子育て支援課窓口・金融機関にて早めに口座振替手続きをお願いします。

退室手続き

退室をする場合、その月の 10 日までに退室手続きを子育て支援課でしてください。登室していなくても、退室手続きをしないと、在籍扱いとなりその月の保育料・おやつ代を納付していただくこととなりますのでご了承ください。

夏休み期間のみ、休室することが可能です。休室を希望される際は夏休み前に市から配布されるお知らせをご確認ください。

利用に関する注意事項

- (1) 学童保育室は集団生活の場です。他の児童へ危害を加えた場合やそのような恐れのある行為を繰り返したり、保育料・おやつ代の滞納など、児童や保護者がルールを守らない場合は、学童保育室を退室していただきます。
- (2) 保護者の方は、勤務が終わり次第、お子様のお迎えをお願いします。送迎は原則、保護者の方となります。(お仕事の都合上ファミリーサポートを依頼している場合の方はファミリーサポートの方でも可です)
- (3) 欠席される場合は必ず学童保育室に連絡してください。
- (4) 学童保育室は、保護者が就労等で家庭にいない場合に利用ができます。そのため、保護者の仕事がお休みの日は、親子の触れ合いの時間をもつように家庭保育をお願いします。
- (5) 台風や降雪、地震などにより児童の安全を確保することが困難であると判断した場合、閉室する場合があります。
- (6) インフルエンザなどの感染による学級・学年閉鎖の場合、感染拡大防止のため、対象となる学級・学年に在籍する児童(感染していなくても)も登室できません。

市内学童保育室一覧表

学童保育室名	定員	住所	電話番号
羽生南第1・2学童保育室	60名	羽生市南6丁目5番地1（羽生南小内）	048-561-3599
羽生北第1・2学童保育室	80名	羽生市北2丁目1番1号（羽生北小内）	048-563-5013
岩瀬第1・2学童保育室	80名	羽生市中岩瀬627番地2（岩瀬グラウンド）	048-563-4365
新郷第1学童保育室	40名	羽生市上新郷5716番地（新郷第一小内）	048-561-1481
新郷第2学童保育室	40名	羽生市下新郷1099番地（新郷第二小内）	048-562-5130
川俣学童保育室	30名	羽生市大字本川俣629番地（川俣小内）	048-561-1070
南羽生第1・2学童クラブ	80名	羽生市上手子林76番地3（きむら認定こども園内）	048-565-2114
すかげ児童クラブ1・2	80名	羽生市須影745番地5（須影保育園内）	048-561-1029
いずみ学童クラブ1・2	60名	羽生市藤井下組1036番地1（いずみ保育園内）	048-565-3363

問い合わせ

羽生市子育て支援課児童保育係 TEL 048-561-1121（内線195）